

工事における総合評価方式の一部改定について

このたび、「東京都水道局技術力評価型総合評価方式試行要綱」、「東京都水道局技術実績評価型総合評価方式試行要綱」及び「東京都水道局施工能力審査型総合評価方式試行の取扱」の一部を以下のとおり改定することとしたので、お知らせします。

1 改定の対象

- ・ 東京都水道局技術力評価型総合評価方式
- ・ 東京都水道局技術実績評価型総合評価方式
- ・ 東京都水道局施工能力審査型総合評価方式

2 改定の内容

基準価格算定式の一般管理費等の乗率を 10分の5.5 から 10分の6.8 に改めます。

※ 詳細はそれぞれの要綱又は取扱をご確認ください。

3 施行日

令和4年7月1日以降に公告等を行う案件から施行します。

【問合せ先】

水道局経理部契約課契約調整担当
直通 03-5320-6402